

令和 2 年 6 月 29 日現在

機関番号：12103

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2019

課題番号：16K04738

研究課題名(和文) 希少教科免許状の教員養成課程の存在意義と教育の質保証における課題

研究課題名(英文) Significance of existence of teacher training course of rare subject license and problems in quality assurance of education

研究代表者

加藤 宏 (KATO, Hiroshi)

筑波技術大学・障害者高等教育研究支援センター・教授

研究者番号：50177466

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：教員免許には、主要5教科以外にいわゆる希少教科の免許があり、そのための養成課程が大学にはある。文科省も免許外教科担任制度などの希少教科の教員確保にも資する施策を打ち出しているが、希少教科の免許については、養成課程数や養成課程カリキュラム等についても主要教科の養成課程よりも情報も少ないのが現状である。本論考では、平成30年度の再課程申請前後での希少教科免許養成課程の変動と希少教科免許との関連が深い免許外教科担任制について特に教科「情報」養成課程の特徴と課題を分析し、その他の希少教科の養成課程の課題と存在意義なども考察した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

教職課程再課程認定前後での養成課程数の減少は養成される教員の質の保証と少子高齢社会の現状を考えると需要と供給の観点からも適正化の方向で前進したといえる。しかし、免許教科によっては、養成校数にも地域差にも大きな開きと偏りがあり、いわゆる希少教科免許の養成課程に限った場合は、数の減少は適切な競争原理の下での教員の質保証以前に教員確保の危機の問題につながる可能性が指摘されている。学習指導要領上の必修教科でありながら養成課程設置数では希少に属する教科もあり、免許外教科担任制の拡大的活用という学校現場からの要請にも希少教科の養成課程の数と教育の質保証が課題となっている現状が示された。

研究成果の概要(英文)：Besides the five main subjects, there are teacher licenses for so-called rare subjects, and universities have teacher training courses for those licenses. The Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology has put in place measures that contribute to securing teachers of rare subjects such as the non-licensed subject teacher system. With regard to licenses for rare subjects, furthermore, there is less information on the number of training courses and training course curriculums than training courses for major subjects. In this paper, we will discuss the changes in the number of rare subject license training courses before and after re-application for 2018 and countermeasures for rare subject license issues. In particular, we will examine the peculiarities and issues of the subject "information" training course as a rare subject.

研究分野：教育心理学

キーワード：希少教科 教員養成 質保証 教職課程 免許外教科担任制度 職業教育

様式 C-19、F-19-1、Z-19（共通）

1. 研究開始当初の背景

教員免許の種類は学校種と教科ごとで78種あり、さらに一種（大学卒業程度）・二種（短期大学卒業相当）・専修（修士課程修了程度）の3種類に分かれているので、全体では約200種の免許種が存在することになる。免許を取得するための大学の課程は学科・専攻等の単位で認定を受ける形になるので、課程の総数は、は全国で約2万3千に達していた。大学数でみると国公立合計で752校に上り、これは全国の大学数のおよそ8割に相当する。これに加え短期大学・大学院の約7割にも教員養成課程が設置されていた。これら課程の中にはいわゆる希少教科の養成課程も含まれる。

一方、30年度の全国一斉の再課程申請後には課程数は19,416課程にまで減じた。このことは、養成課程数の減少は養成される教員の質の保証と少子高齢社会の現状を考えるとむしろ需要と供給の観点からも適正化に前進したともいえる。しかし、免許教科によっては、養成校数にも地域差にも大きな開きがあり、こと希少教科免許の養成課程に限った場合は、数の減少は適切な競争原理の下での教員の質保証以前に教員確保の危機の問題につながる可能性が再課程申請前から指摘されていた。多くの大学に養成課程が設置されている教科がある一方で、限られた大学にしか養成課程がない、希少教科課程の問題は、免許外教科担任制を是認せざるを得ない学校現場の事情とも連動する問題であった。平成29年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」にも「免許外教科担任の縮小に向けた方策」が盛り込まれたように、希少教科免許状課程確保問題は連動する免許外教科担当問題及び教員の需要供給施策と切り離せない課題として少子化の中で学校規模の縮小、ひいてはすべての教科担任教員の確保の困難さ、そして子供たちへの教科の専門性を保証した教育の提供に係る喫緊の課題であった。

2. 研究の目的

人口減少と少子化の中で今後の教員需要は確実に減少していく。希少免許教科がなぜ今問題となっているのか。希少教科を含む免許外教科担当の問題は、現職教員が、免許外教科担任をすることによる教育の質の低下を縮小し、必要な校種・教科や教員免許状取得者の少ない校種・教科の免許状を取得する機会を拡大するという方法での対策が検討されなければならない。しかし、実態としては希少教科免許の課程は教員採用実績にもつながりにくく、課程数はむしろ減少傾向にあるといえよう。本研究では、教職課程を有する全国国公立私立大学における再課程申請前からの希少教科課程の設置状況及び課題とその対応策との関係性を考察し、さらに一斉再課程申請の機会に起こった希少免許課程の設置数の推移と新たに起こった課題を抽出することを目的とした。

3. 研究の方法

再課程申請前の教科別の全国の教員養成課程を持つ大学の状況は、多くの大学に養成課程が設置されている教科がある一方で、限られた大学にしか養成課程がない、いわゆる希少教科があることがわかる[1]。教科によって、養成課程数に差や偏りがあるか、一般的な教科と希少教科の養成課程数の実態がどのようなものであるか、教科別・地域別の全国の大学の養成課程設置数や内容を教職課程のホームページ等を調べた。その他、養成課程段階の施策ではないが、文科省の希少教科免許状取得促進事業である「現職教員の新たな免許状取得を促進する講習等開発事業」を実施している大学等の講習開発や事業実績を調査した。

4. 研究成果

30年度の全国一斉の再課程申請後には課程数は19,416課程にまで減じた[2]。課程の再認定による養成課程数の減少は養成される教員の質の保証と少子高齢社会の現状を考えるとむしろ需要と供給の観点からも適正化に前進したともいえる。しかし、免許教科によって養成校数にも地域差にも大きな開きがあり、希少教科免許の養成課程に限った場合は、数の減少は適切な競争原理の下での教員の質保証以前に教員確保の危機の問題につながる可能性があることがわかった。

(1) 希少教科と言っても、「宗教」から英語以外の外国語、「看護」、「商船」などのマイナー「職業系」など多様である。それら教科のなかから筆者が独自に選択した希少教科の再課程前後の養成大学の変化を見ると、再課程前の比較データとしてここでは平成28年度の可定数を用いた。私立大学以上に国立大学での養成課程数の減少が目立った。図1では、設置大学数で見た養成課程の全国合計が50校以下の教科は黄色で示した。ただし、外国語の場合は言語別に示したので、50校以下でも色付けしていない。

国立大学に限った変化は以下のとおりである(図2)。「看護」は弘前大学、大阪教育大学、高知大学の3大学から大阪教育大学の課程がなくなった。「水産」は北海道大学はじめ10大学から京都大学の課程(舞鶴)がなくなり9校になった。「商船」はもともと「東京海洋大学」と「神戸大学」の2校だったが、再課程申請後は東京海洋大学のみとなった。「職業指導」はもともと愛知教育大学1校のみで、前後で変動はない。「宗教」は東北大学・京都大学の2校から、東北大学1校に。「福祉」は筑波大学はじめ5大学にあった課程が、筑波大のみとなった。公立大学は一部大学が私立大学から公立大学に移行した以外にこれら教科では変動はなかった。

私立大学は、再課程申請前後で顕著な変動はなかったが、唯一、教科「福祉」の養成校数は大幅減で、結果として国公立と合わせても「福祉」の教員免許が取得できる大学数は4割減と

平成28年4月

課程大学数

1種のみ

教科(中・高は込み)	国立	公立	私立	通信	計
幼稚園	50	11	210	15	286
小学校	51	4	179	15	249
国語	60	16	156	9	241
社会・地歴・公民	63	25	253	12	353
数学	68	10	78	4	160
理科	67	17	92	1	177
音楽	46	3	41	1	91
美術・工芸	52	9	48	4	113
書道	28	0	46	4	78
保健体育	56	3	111	1	171
保健	17	1	26	2	46
看護	3	0	11	0	14
技術	43	0	23	0	66
家庭	49	7	51	1	108
情報	57	15	185	6	263
農業	34	6	15	0	55
工業	61	7	72	0	140
商業	25	14	136	5	180
水産	10	1	3	0	14
福祉	5	6	93	5	109
商船	2	0	0	0	2
職業指導	1	0	2	0	3
英語	63	25	227	8	323
ドイツ語	15	3	18	0	36
フランス語	15	3	22	0	40
ロシア語	5	1	3	0	9
中国語	11	5	29	1	46
アラビア語	1	0	0	0	1
イスパニア語	1	1	3	0	5
スペイン語	2	1	5	0	8
イタリア語	1	0	1	0	2
ポルトガル語	2	0	2	0	4
ハンガリー語	1	0	0	0	1
タイ語	1	0	0	0	1
ヒンディー語	1	0	0	0	1
ウルドゥ語	1	0	0	0	1
ラオス語	1	0	0	0	1
モンゴル語	1	0	0	0	1
ビルマ語	1	0	0	0	1
インドネシア語	1	0	0	0	1
ペルシア語	2	0	0	0	2
韓国・朝鮮語	1	0	1	0	2
韓国語	0	2	0	0	2
朝鮮語	0	0	1	0	1
デンマーク語	1	0	0	0	1
トルコ語	1	0	0	0	1
フィリピン語	1	0	0	0	1
スワヒリ語	1	0	0	0	1
スウェーデン語	1	0	0	0	1
宗教	2	0	28	1	31
特別支援	52	3	90	5	150
養護	23	17	92	4	136
栄養	2	19	104	0	125

図1 免許教科別の課程のある大学数(平成28年4月)

[2]文部科学省総合教育政策局教育人材政策課,平成31年度から新しい教職課程が始まります, http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1414533.htm, 2019/09/05 取得

なっている。

(2)次に養成課程数としては再課程の前後ともに200校以上に課程があるが免許外担任制度の問題では必ず取り上げられる「情報」の課程について取り上げる。再課程申請の前後で「情報」の養成課程はどのように変化したのであろうか。特徴的なことは、いくつかの県では国公立大学を含め県内に養成課程を持つ大学が存在しない県があることである(山形県,富山県,和歌山県)。私立大学のみで課程がある県もある(栃木県,福井県,兵庫県,宮崎県)。その他,県内の国立大学または公立大学に課程はあっても,教員養成系大学,教員養成学部には教科「情報」の課程が設けられていない県も多い。平成28年度には課程があったものの今回の再課程申請では「情報」を取り下げた大学もある(室蘭工業大学,山形大学,宇都宮大学,埼玉大学,京都教育大学,大阪教育大学)。このうち宇都宮大学には隣県の群馬大学との遠隔授業を拡張した共同課程の計画がある。いずれにせよ初等教育を含めての情報教育の重要性が叫ばれる中,今回の再課程申請は,少なくとも「情報」に関しては,時代の要請に即した教員養成改革になったとは言えないと結論せざるをえない。

(3)希少教科促進事業の取り組み

文科省の「現職教員の新たな免許状取得を促進する講習等開発事業」の指定を受けた大学の取り組みを実地調査した。希少教科の免許取得のための取り組みには大きく分けて,3種類の事業所によるものがあつた。もともとその大学が当該希少教科の課程認定を受けている場合と教職課程はあつても,その教科の課程認定は受けていない場合と大学以外の事業主によるものである。希少教科の日程を受けているケースには東京農業大学の教科農業の免許状認定講習があり,この場合は,教科専門の単位と心理学,教育学等の教職教養に係る単位の両方の講習で単位認定を受けられる。一方,玉川大学のように教職養成としては中規模校ではあつても看護の課程を設けていないケースでは,教職教養科目の単位のみに限った認定講習ではあるが,現役看護師等の希少教科「看護」の教員免許取得の促進を後押しする事業となつていた。その他,大学以外の事業主としては免許の授与権者である県の教育委員会等がある。

<引用文献>

[1]教員養成・免許制度研究会(編)「教員免許ハンドブック2課程認定編」,第一法規,2016,2551-2641.

おもな希少教科設置大学(通信課程・短期大学・大学院は含まない)の再課程申請前後の変化

	再課程前			計	再課程後			計	備考
	H28国立	H28公立	H28私立		R1国立	R1公立	R1私立		
看護	H28国立 弘前大学 大阪教育大学 高知大学		八戸学院大学 ほか10大学	14	R1国立 弘前大学 高知大学		八戸学院大学 ほか10大学	13	大阪教育大学は課程廃止(H28は教養学科に)
水産	北海道大学 東北大学 東京海洋大学 三重大学 京都大学 高知大学 九州大学 長崎大学 宮崎大学 鹿児島大学	福井県立大学	日本大学 近畿大学 福山大学	14	北海道大学 東北大学 東京海洋大学 三重大学 高知大学 九州大学 長崎大学 宮崎大学 鹿児島大学	福井県立大学	日本大学 近畿大学 福山大学	13	京都大学は舞鶴にあった課程を廃止
商船	東京海洋大学 神戸大学		なし	2	東京海洋大学		なし	1	神戸大学は課程廃止
職業指導	愛知教育大学		学習院大学 関西大学	3	愛知教育大学		学習院大学 関西大学	3	
宗教	東北大学 京都大学		東北学院大学 ほか27大学	30	東北大学		東北学院大学 ほか27大学	29	京都大学は課程停止
福祉	筑波大学 愛知教育大学 島根大学 熊本大学 琉球大学	名寄市立大学 福井県立大学 山梨県立大学 京都府立大学 大阪府立大学 山口県立大学	旭川大学 ほか92大学	104	筑波大学	名寄市立大学 福井県立大学 山梨県立大学 京都府立大学 大阪府立大学 山口県立大学 長野大学	旭川大学 ほか56大学	65	国立は筑波のみになった 私立も半減

図2 再課程申請前後への希少教科課程を有する大学の変化

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 加藤 宏	4. 巻 27
2. 論文標題 希少免許教職課程の課題と意義：再課程申請と免許外教科担任制を中心に	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 筑波技術大学テクノレポート	6. 最初と最後の頁 26-32
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
---------------------------	-----------------------	----